

○浦添市固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

平成12年 3 月31日

規則第22号

改正 平成14年12月16日規則第47号

平成15年 3 月31日規則第 5 号

平成25年11月21日規則第34号

平成30年12月25日規則第47号

令和 2 年 3 月26日規則第25号

令和 4 年 9 月28日規則第48号

注 平成30年12月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦添市固定資産税の課税免除に関する条例（令和 2 年条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平30規則47・令 2 規則25・一部改正)

(課税免除の申請)

第 2 条 条例第 8 条の規定により固定資産税の課税免除を申請する者は、固定資産税課税免除申請書（様式第 1 号）を、その課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の 1 月31日までに市長に提出しなければならない。

(平30規則47・令 2 規則25・一部改正)

(課税免除に係る通知)

第 3 条 市長は、前条に基づく申請に対する課税免除の適否を決定したときは、その結果を固定資産税課税免除申請に対する決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に対し通知しなければならない。

(課税免除の取消しの通知)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により課税免除を取り消す決定をしたときは、固定資産税課税免除取消通知書（様式第 3 号）により、課税免除を取り消される者に対し通知しなければならない。

(平30規則47・令 2 規則25・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成11年12月17日から適用する。
- 2 この規則による課税免除の申請については、平成12年度分の固定資産税課税免除申請書の提出期間に限り、第 2 条の規定にかかわらず、この規則施行の日から30日以内までとする。

附 則（平成14年12月16日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年 3 月31日規則第 5 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の浦添市固定資産税の課税免除に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成15年 1 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前にした改正前の浦添市固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の規定による申請その他の手続は、改正後の規則の相当の規定によりされた申請その他の手続とみなす。

附 則（平成25年11月21日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月25日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月26日規則第25号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月28日規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（浦添市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）
- 2 浦添市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成 6 年規則第33号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

様式第1号(第2条関係)

固定資産税課税免除申請書(第 年度)							
浦添市長 殿						年 月 日	
申請者 住所(所在地) 氏名(名 称)							
浦添市固定資産税の課税免除に関する条例第8条の規定により、						年度分の固定資産	
税について、次のとおり申請します。							
事業の種類							
設備を設置した場所		浦添市					
事業の用に供した日		年 月 日					
対象地域・区域							
土地	所在及び地番		地 目	地積(㎡)		取得年月日	
						年 月 日	
						年 月 日	
						年 月 日	
						年 月 日	
家屋	家 屋 番 号		種類・構造	床面積(㎡)		取得年月日	取得価格(円)
						年 月 日	
						年 月 日	
						年 月 日	
						年 月 日	
償却資産	機械・装置	資産の名称	種 類	数量	耐用年数	取得年月日	取得価格(円)
						年 月 日	
						年 月 日	
	その他					年 月 日	
						年 月 日	
						年 月 日	
						年 月 日	

※物件が多数ある場合は、別途明細書を添付して下さい。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

浦添市長 印

固定資産税課税免除申請に対する決定通知書
(第 年度)

浦添市固定資産税の課税免除に関する条例第8条の規定により、 年 月 日
付けで申請のあった 年度分の固定資産税の課税免除について、下記のとおり免
除（する・しない）ことを決定したので通知します。

記

区分	土地	家屋	償却資産	合計
対象課税標準額	円	円	円	円
課税免除税相当額	円	円	円	円
課税免除しない場合の理由				

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告（代表者は市長になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

浦添市長

印

固定資産税課税免除取消通知書
（第 年度）

浦添市固定資産税の課税免除に関する条例第9条の規定により、 年 月 日
付けで通知した 年度分の固定資産税の課税免除について、下記の理由により取り
消したので通知します。

記

取消理由

〈教示〉

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告（代表者は市長になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。